

静岡県告示第425号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、平成29年4月28日から2週間下田土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年4月28日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
湯ヶ野松崎線	賀茂郡河津町大鍋字家之段545番の3から 賀茂郡河津町大鍋字山口511番まで	平成29年4月28日

=====

静岡県告示第426号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、平成29年4月28日から2週間熱海土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年4月28日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
熱海函南線	熱海市西熱海町二丁目1804番の157から 熱海市西熱海町二丁目1804番の158まで	平成29年4月28日